

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第七章 主要な労働組合の現状

全日本労働組合連盟

全日本労働組合連盟(全日労)

(Japanese Federation of Labour:J.F.L.)

◇結成 一九四九年七月四日

◇所在地 東京都港区芝公園六号地中央労働会館内 電話芝(43)一一三一一六

◇加盟機関 自由世界労連

◇組織(結成準備中のものを含む)

一、地方連合

[組合名]	[組合員数]
東京都連合会	一六〇、〇〇〇
大阪地方連合会	三五、〇〇〇
埼玉地方連合会	一二、〇〇〇
栃木地方連合会	二四、〇〇〇
北海道地方連合会	五、〇〇〇
西幡地方連合会	五、〇〇〇
新潟地方連合会	六、〇〇〇
神奈川地方連合会	五、〇〇〇
鹿児島地方連合会	三、〇〇〇

二、本部直属のもの

日本財務職員労組連合会	三〇、〇〇〇
毎日新聞労組	五、〇〇〇
全日本土建労組	一〇〇、〇〇〇
日本建設労組	一四〇、〇〇〇
全百貨従組連合	三〇、〇〇〇
土建産業労組	二五、〇〇〇
総計	五八五、〇〇〇

◇役員

委員長 森口忠造(毎日新聞労組)

副委員長 内田 寛(大阪運搬労組)

小柳政雄(王子製紙労組)

斎藤甚助(関東財務労組)

書記長 相沢尚夫(大阪製鎖労組)

副書記長 入江 汎(東京印刷労組)

◇綱領

一、われわれは労働者の基本的権利を擁護し生活権の確立を期す

二、われわれは生産復興の闘争を通じて日本の経済再建と民主主義革命の完遂を期す

三、組合民主主義の徹底のためにそれを阻害する一切の外部諸勢力の排除を期す

四、われわれは全労働戦線の民主的統一の下に資本攻勢の粉碎を期す

五、われわれは労働戦線の国際的提携を期す

◇共同目標

一、自由にしてかつ民主的な労働組合主義の原則完遂。一、日本における自由労働組合運動の発展、種族的、民族的差別の撤廃による労働者の国際的提携。一、日本の全労働組合の産業別ないし職業別区分による全国的同盟を基盤とした単一の労働組合連合体の確立。一、民主主義的労働組合主義の原則の上にたった全日本の労働組合による労働組合全国会議の結成。一、組合員の政党支持と宗教信条に対する自由、同時に組合分裂と労働戦線の対立抗争を招来する政党およびイデオロギーによる組合支配の排除。一、労働組合の活動を非活動的・非能率的なものにする外部勢力による、あらゆる強制や分裂手段に対する闘争。一、労働組合の群小分散せる無統制な組織形態の徹底組織化、特に中立無

所屬組合の御用組合化、孤立主義の打破、同時にその結集による産業別統一。一、男女の同一労働に対する同一賃金の支払の原則確立。一、日本資本主義の後進性ないし封建制に基く組合利己主義とボス支配による反動化に対する闘争。一、独占金融資本の再建を企図する反動的政府勢力と資本攻勢の撃破。一、労働法規対策、企業整備対策、行政整理対策、失業対策等々労働者の生活権防衛の統一闘争。一、地方労働委員、中央労働委員および労働基準委員等各種委員の推薦、その他対国会政府活動の推進と各機関を通じての労働者の社会的地位の向上と発言権の強化。一、労務物資並びに生活物資の獲得および労働者の共同の利益からの推進

◇全日本労働組合連盟規約

第一章 総則

第一条 本連盟は全日本労働組合連盟(略称全日労)－Japanese Federation of Labour (J.F.L.)－と称し事務所を東京都港区芝公園六号地中央労働会館内に置く

第二条 本連盟は本連盟の綱領、共同目標並に規約を承認したる労働組合で構成する法人とする

第三条 本連盟は加盟組合の自主性を認め本連盟の綱領ならびに共同目標の完遂を目的とする

第二章 組織

第四条 本連盟は産業別、業種別並に職場単位組合で組織される

第五条 本連盟の加盟組合及びその支部が同一府県内に二個以上あるときは原則として地方連合を組織する

第六条 本連盟の加盟組合及びその支部は地方連合の下に地区連合を組織することが出来る

第七条 本連盟加盟の同一産業又は同一業種組合二個以上あるときは産業別又は業種別組合あるいはその連合を組織する

第八条 産業別、業種別地方連合は第五条の地方連合の下におかれ産業別又は業種別の全国連合は本部のもとにおかれる

第三章 機関

第九条 本連盟に左の機関をおく

一、大会 一、中央委員会 一、執行委員会

第一〇条 大会は本連盟の最高決議機関であって本部役員及び加盟組合員の直接無記名投票で選出された代議員で構成し毎年一回(五月)中央委員会の議を経て委員長が之を招集する、代議員の選出比率は施行細則による

第一一条 大会は左の事項を決定する

- 一、役員を選出及び解任の承認
- 二、基本運動の方針
- 三、綱領、規約の決定並に改正
- 四、予算の決定並に決算の承認
- 五、本連盟の解散又は他団体との合同
- 六、同盟罷業の可否

第一二条 加盟組合数三分の一以上の要求又は中央委員会が必要と認めるとき臨時大会を開催する

第一三条 中央委員会は大会に次ぐ決議機関であって中央委員で構成し、本部役員は出席して意見を発表し答弁するが議決権はない、その召集は執行委員会の議を経て委員長が行う、中央委員は別に定めた比率で地方連合、産業別、業種別全国連合から選出し大会に報告される、中央委員の任期は年次大会より次期年次大会迄とし再選を妨げない

第一四条 中央委員会は左の諸事項を決定する

- 一、補欠役員の選出及び承認
- 二、規約中の疑義についての解釈の決定
- 三、施行細則の決定及び改正
- 四、他団体との常時の共同闘争組織への参加脱退
- 五、基本的運動方針に基く諸運動方針の決定並に変更

第一五条 執行委員会は本連盟の最高執行機関であつて委員長、副委員長、書記長、副書記長、執行委員で構成し毎月一回以上委員長が召集する

第一六条 執行委員会は執行上の諸問題を決定し且つ執行処理す

第一七条 本連盟の決議機関の成立は三分の二以上、執行機関は二分の一以上の出席で成立し、議事は無記名投票による過半数の賛成で決定し、可否同数のときは議長が裁決する、但し第一一条第五項前段及び第六項に関しては出席代議員の四分の三以上の賛成が必要である

第一八条 大会及び中央委員会の議長はその都度決める

第一九条 執行委員会に書記局及び左の専門部をおく

- 一、組織部
- 一、争議対策部
- 一、教育宣伝部
- 一、調査部
- 一、機関紙部
- 一、産業復興部
- 一、渉外部
- 一、文化厚生部
- 一、青年対策部
- 一、財政部
- 一、婦人対策部

第二〇条 専門部には部長をおき必要に応じて次長をおくことが出来る、書記局には書記をおく、部長は執行委員の互選とし次長、部員、書記は執行委員会が任免する

第二一条 執行委員会は必要に応じ特別委員会を設けることが出来る

第四章 役員

第二二条 本連盟に左の役員をおく

委員長一名、副委員長五名、書記長一名、副書記長一名、執行委員若干名、会計一名、会計監査三名

第二三条 委員長、副委員長、書記長、副書記長、執行委員、会計、会計監査は加盟組合の組合員中から候補者をたてて大会で選挙し決定する、その選挙規定は別に定める

第二四条 委員長は本連盟を代表し会務を統轄する、副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはこれを代行する、書記長は委員長の命を受け書記局を主宰し会務を処理する、副書記長は書記長を補佐し書記長事故ある時は之を代行する、執行委員は日常業務を執行する、会計は委員長の命を受け会計事務を処理する、会計監査は会計事務の監査にあたる

第二五条 役員の任期は年次大会から次期年次大会までとし再選を妨げない、欠員を生じたときは中央委員会で選出しその任期は前任者の残存期間とす

第二六条 役員は大会及び中央委員会の決定を執行し之に対して責任を負う

第二七条 会計監査は経理について大会に報告する義務がある

第五章 加盟組合

第二八条 加盟組合は正規の手続きを経て本連盟の総ての活動の批判、役員を選出、召還を申立てる事が出来る

第二九条 加盟組合は大会中央委員会の決定、執行委員会の指示に基づいて活動する

第三〇条 加盟組合は機関の順序に従って意見を述べ役員の説明を求める事が出来る

第三一条 加盟組合は要求を提出し又は争議をなす場合には事前に本部又は地方連合に報告する

第六章 加入脱退

第三二条 第二条の組合として本連盟に加入するときは地区並に地方連合を経て組合員名簿を添え執行委員会に申込みその承認を経ねばならない

第三三条 加盟組合が脱退するときは当該組合最高決議機関の決議を経て、未納会費ある場合は未納会費を添え執行委員会に脱退届を提出せねばならない

第三四条 本連盟を脱退した組合は既納会費及び財産上の権利を放棄したものとする

第三五条 加盟組合が規約に違反し統制を乱したときは大会の決議で除名又は脱退勧告をすることがある

第七章 会計

第三六条 本連盟の経費は会費、寄附金並に事業収入で賄う、但し寄附金は別に定める規定により執行委員会の承認を要する

第三七条 本連盟の会費は毎月加盟組合の組合員一名につき金〇円とする、但し止むを得ない場合は中央委員会の議を経て臨時会費を徴収することが出来る

第三八条 本連盟の予算及び決算は大会の承認を必要とし資産の管理方法は執行委員会の議を経る必要がある

第三九条 決算報告には財源及び使途、主要な寄附者の氏名並に現在の経理状況を示すと共に公認会計士の証明書を添えねばならない

第四〇条 本連盟の会計年度は五月一日から翌年四月末日までとする

第八章 附則

第四一条 本規約の運営についての細則は別に定める

第四二条 第四条、第五条、第六条の規約は本部の規約に準じて作成する

第四三条 本規約は採択の日から効力を発生する

◇機関紙「全日労」月三回発行

◇全日労は四八年一二月に発足した全国中立無所属労働組合懇談会を前身(主要参加組合関東財務、日放労、全映演、東京無所属等)とするもので、その後日労会議等を加え二四年七月三、四日結成大会を開いた。中立系の労働組合による戦線統一を政党の介入を排しつつはかろうとするものである。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

